

取引基本約款

第1条（目的）

取引基本約款（以下、「本約款」という。）は、実験機器や試薬等（以下、「商品」という。）を販売するあたり、売主である株式会社セツロテック（以下、「甲」という。）と、買主である取引先（以下、「乙」という。）との基本的事項について定める。

第2条（適用）

1. 本約款は、甲が乙に対して行う商品の販売（以下、「本取引」という。）に共通に適用する。
2. 甲・乙間で基本的事項を規定した契約書（以下、「売買基本契約書」という。）を締結している場合は、売買基本契約書が本約款に優先する
3. 本約款と次条に定める個別契約とで、異なる事項を定めた場合は、個別契約が本約款に優先する。

第3条（個別契約の要領）

1. 個別の取引における商品の品名・型番・規格・数量・単価・受渡条件その他売買に必要な条件等、本約款に定めのない取引条件等については、協議のうえ、個別契約（以下「個別契約」という。）にて定める。
2. 乙の甲に対する商品の発注は、その都度、前項に規定する条件等の個別契約に必要な諸条件を甲に伝達して（電子メールによる注文書のデータの送信を含む）行う。
3. 個別契約が成立した場合、乙は本約款に同意したものとみなす。
4. 甲は、乙の注文を承諾したことを伝達した後、商品の出荷手続を行い、個別契約において定められた納入時期および納入場所にて、商品をお客様に引き渡すとともに、納品書をお客様に交付する。
5. 乙は、商品の引渡しを受けたときは、記名押印のある受領書を発行し、甲に交付する。

第4条（商品の用途）

乙は商品を研究用途にのみ使用することができる。

第5条（情報の提供及びその取り扱い）

1. 乙は、甲が商品販売のために必要とする技術的情報（以下、「本情報」という。）を開示・提供する。また、乙は、甲から本情報の追加開示の要請があった場合、可能な範囲でその要請に応じて追加開示するものとする。
2. 乙が甲に提供する本情報は、知的財産権に係る係争が無いものでなければならない。万が一、乙が甲に提供した試料もしくは情報につき所有権・知的財産権に係る係争が生じた場合、乙は自己の責任と負担でこれに対処するものとし、甲に損害が生じた場合、これを賠償しなければならない。ただし、当該紛争が甲の故意または重大過失によって生じた場合はこの限りではない。

第6条（契約の成立）

1. 本約款に基づく売買契約の成立までの手続きは以下のとおりとする。
 - (1) 甲および乙は事前に協議の上、本取引の内容を決定し、甲は見積書に売買契約に必要な事項を

記載し、乙へ提示する。

- (2) 乙が本約款及び見積書の内容を検討の上これらを承諾し、甲に対し発注書を電子メール、その他の甲が適當と認める手段により送付し、甲が当該依頼票を受領したときに本取引は成立する。

第7条（支払方法）

乙は、本取引に係る費用を甲に支払う。支払期日及び支払方法は、本取引に別段の定めのない限り、次の通りとする。

(1) 支払期日

甲は、本取引について請求書を発行する。乙は、乙が受領した請求書の受領日の属する月の翌月末までに、請求書に記載された費用を甲へ支払うものとする。

(2) 支払方法

乙は、本取引に係る費用を甲の指定する銀行口座へ振込払いすることとする。なお振込に係る手数料については乙の負担とする。

第8条（秘密保持義務）

1. 甲および乙は、本取引を通じて知り得た、相手方または商品に関する一切の営業上の秘密（商品価格を含み、以下「秘密情報」という）を、本取引の遂行以外の目的に使用し、または他の第三者に提供、漏洩または開示してはならない。ただし、以下の情報についてはこの限りでない。
 - (1) 相手方から知得する以前にすでに所有していたもの
 - (2) 相手方から知得する以前にすでに公知のもの
 - (3) 相手方から知得した後に、自己の責めによらない事由により公知とされたもの
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務をともなわずに知得したもの
 - (5) 相手方から知得した後、相手方から開示を受けた情報に關係なく独自に取得し、
または創出した情報
2. 前項にかかわらず、甲および乙は、裁判所、行政機関、金融商品取引所 またはこれに準ずる機関より法令等に基づき情報の開示を請求された場合、その旨を相手方に通知し、開示範囲を可能な限り限定したうえで、開示することができる。
3. 甲および乙は相手方における秘密情報および次条に定める個人情報の管理状況等を調査するため報告を求めることができるものとし、合理的な必要性が認められる場合には、事前に日時を協議した上で、その事業所に立ち入り調査することができるものとする。
4. 甲および乙は、前項の報告徴求又は立入調査の結果、必要と認める場合には、相手方に対し、秘密情報の管理状況について改善を求めることができる。

第9条（免責事項）

当事者は、天災、戦争、内乱、暴動、テロ行為、政府による規制または措置、輸出入規制、感染症の流行、その他当事者の合理的支配を超える事由（以下「不可抗力事由」という）により、本契約の全部または一部の履行が遅延し、又は不能となった場合、その限りにおいて責任を負わないものとする。不可抗力事由が発生した当事者は、速やかに相手方へ通知し、影響の軽減に努めるものとする。

第10条（損害賠償責任）

甲もしくは乙が本契約に違反したことにより相手方に損害を与えた場合、相手方は、違反した当事者に対し、社会通念上相当な範囲の損害の賠償を請求することができる。この場合、甲および乙は、誠意をもって当該損害賠償請求に関する解決のための協議に応じるものとする。

第 11 条（反社会的勢力の排除）

甲および乙は、相手方に対し、次の各号に定める事項を表明し確約する。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等の反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という）から、直接・間接を問わず、かつ、名目の如何を問わず、資本・資金を導入し、資本・資金上の関係の構築を行っていないこと、および、今後も行わないこと。
- (2) 反社会的勢力に対して、直接・間接を問わず、かつ、名目の如何を問わず、資金提供を行っていないこと、および、今後も行わないこと。
- (3) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有するそれらと親しい間柄の者を、自己の役員又は従業員として選任又は雇用してはいないこと、および、今後も選任又は雇用しないこと。
- (4) 反社会的勢力が、直接・間接を問わず、自己の経営に関与していないこと、および、今後も関与しないこと。

第 12 条（管轄）

本約款に関し裁判上の紛争が生じたときは、裁判管轄については民事訴訟法に規定に従うものとする。

第 13 条（協議）

甲および乙は、互いに信義誠実の原則に基づき本約款を履行するものとし、本約款に定めのない事項または本約款の規定の解釈について疑義がある事項については、民法、特許法その他の法令及び慣行を参考に、誠意を持って協議し、解決する。

2025.11.17 改定
株式会社セツロテック